

平成24年10月1日以降

雇用調整助成金 中小企業緊急雇用安定助成金

の支給要件などを 変更します。

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、平成24年10月1日以降（被災3県は6か月遅れで）、下記のように内容の一部を変更します。
現在受給中、または今後利用をお考えの事業主の皆さまには、ご留意いただきますようお願いいたします。

①生産量要件の見直し

事業活動の縮小を判定するための生産量(または売上高)要件を次のように変更します。

現行

最近3か月の生産量または売上高が、その直前の3か月または前年同期と比べ、5%以上減少

対象期間の初日（助成金の利用開始日）を平成24年10月1日以降(※1)に設定する場合から

最近3か月の生産量または売上高が、**前年同期と比べ、10%以上減少**
(中小企業事業主で、直近の経常損益が赤字であっても、この要件が適用されます)

②支給限度日数の見直し

1年間と3年間について、限度日数を変更します。

現行

3年間で300日
(1年間での限度なし)

対象期間の初日（助成金の利用開始日）を平成24年10月1日以降(※1)に設定する場合から

1年間で100日（3年間で300日）

対象期間(事業主が設定する1年間) ▶

【例1】過去2年間に50日ずつ(計100日)利用した場合

【例2】過去2年間に120日ずつ(計240日)利用した場合

	①22.10.1～23.9.30	②23.10.1～24.9.30	③24.10.1～25.9.30
50日	50日	50日	100日(従来200日)
120日	120日	120日	60日

対象期間の初日（助成金の利用開始日）を平成25年10月1日以降(※2)に設定する場合は

1年間で100日・3年間で150日となります

(上記の例1と2で、③の対象期間にすべての日数を利用した場合、②+③は150日以上となるため、次の1年間は利用できなくなります)

③教育訓練費（事業所内訓練）の見直し

教育訓練を実施したときの1人1日当たり加算額を次のように変更します。

現行

雇用調整助成金：2,000円
中小企業緊急雇用安定助成金：3,000円

平成24年10月1日以降(※1)の判定基礎期間から

雇用調整助成金：1,000円
中小企業緊急雇用安定助成金：1,500円

(※1) 岩手、宮城、福島県の事業所については、平成25年4月1日以降変更になります。

(※2) 岩手、宮城、福島県の事業所については、平成26年4月1日以降変更になります。

詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください（裏面参照）



助成金の相談・申請は、各管轄のハローワークへ

(ハローワーク岐阜管轄の事業主の方は、助成金センターへ)

提出先	住所	TEL	管轄区域
助成金センター	岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル3階	058-263-5650	岐阜市、羽島市、各務原市、本巣市、瑞穂市、山県市、羽島郡、本巣郡
ハローワーク大垣	大垣市藤江町1-1-8	0584-73-8609	大垣市、海津市、不破郡、養老郡、揖斐郡、安八郡
ハローワーク多治見	多治見市音羽町5-39-1	0572-22-3383	多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、可児郡
ハローワーク高山	高山市上岡本町7-478	0577-32-1144	高山市、飛騨市、大野郡、下呂市(金山町を除く)
ハローワーク恵那	恵那市長島町正家1-3-12 恵那合同庁舎1階	0573-26-1341	恵那市
ハローワーク関	関市西本郷通4-6-10	0575-22-3223	関市、美濃市
ハローワーク美濃加茂	美濃加茂市深田町 1-206-9	0574-25-2178	美濃加茂市、加茂郡、下呂市金山町
ハローワーク岐阜八幡	郡上市八幡町有坂1209-2 郡上八幡地方合同庁舎1階	0575-65-3108	郡上市
ハローワーク中津川	中津川市かやの木町4-3 中津川合同庁舎1階	0573-66-1337	中津川市

※ 事業所所在地が揖斐郡の事業主の方は、ハローワーク大垣へお願いします。